

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正(墨田区長等の給料等に関する条例(昭和22年墨田区条例第7号))

改正案	現 行
<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の173.5、<u>12月に支給する場合には100分の169.5</u>を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び<u>12月に支給する場合には100分の173.5</u>を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>

第2条による改正(墨田区長等の給料等に関する条例)

改正案	第1条による改正後
<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び<u>12月に支給する場合には100分の171.5</u>を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>第7条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に<u>支給する場合には100分の173.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の169.5</u>を乗じて得た額に、支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。